提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。	
第二号の二様式の記載上の注意(27)ｃ	法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書
第二号の二様式の記載上の注意(27)ｄ	係るもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）
第二号の二様式の記載上の注意(27)ｅ	最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）
第四号様式の記載上の注意(1)	記載したもの以外のもの

第十条　新開示府令第四号の三様式（第九号の三様式において準じて記載する場合を含む。以下同じ。）は、施行日以後に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とする四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第１項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とする四半期報告書については、なお従前の例による。

２　前項の場合において、四半期報告書が平成二十三年三月三十一日以前に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とするもの（附則第六条第１項第１号ただし書の規定により作成した四半期連結財務諸表を記載する四半期報告書を除く。）であるときは、第四号の三様式の次の表の上覧に掲げる部分中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号の三様式の第１部　企業情報の第５経理の状況の１　四半期連結財務諸表	(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】
第四号の三様式の記載上の注意(15)ａ	(g)、(h)、(i)、(n)、(r)及び(s)
	(o)、(p)及び(q)
	(e)　四半期包括利益金額
	(f)　包括利益金額
	(g)　純資産額
	(h)
	(i)
	(j)

	(e)、(f)、(g)、(l)、(p)及び(q)
	(m)、(n)及び(o)
	(e)　純資産額
	(f)
	(g)
	(h)

	(k)
	(l)
	(m)
	(n)
	(o)
	(p)
	(q)
	(r)
	(s)
第四号の三様式の記載上の注意(22)ｂ及び(24)	四半期連結損益計算書及び四半期連結損益及び包括利益計算書
第四号の三様式の記載上の注意(24)	比較すること。なお、四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては「四半期連結損益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては「四半期連結損益計算書」と記載すること。
第四号の三様式の記載上の注意(26)ｄ	四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書
第四号の三様式の記載上の注意(32)	中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、並びに
	四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書

	(i)
	(j)
	(k)
	(l)
	(m)
	(n)
	(o)
	(p)
	(q)
四半期連結損益計算書	四半期連結損益計算書
比較すること。	
四半期連結損益計算書	四半期連結損益計算書
中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、及び	中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び
四半期連結損益計算書	四半期連結損益計算書

第十一条　新開示府令第五号様式（第五号の二様式及び第十号様式において準じて記載する場合を含む。以下同じ。）は、施行日以後に開始する中間連結会計期間を当中間連結会計期間とする半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第１項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に開始する中間連結会計期間を当中間連結会計期間とする半期報告書については、なお従前の例による。

２　前項の場合において、半期報告書が平成二十三年三月三十一日以前に開始する中間連結会計期間を当中間連結会計期間とするもの（附則第四条第１項第１号ただし書の規定により作成した中間連結財務諸表を記載する半期報告書を除く。）であるときは、第五号様式の次の表の上覧に掲げる部分中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。